

教保体第164-1号
令和6年5月2日

各市町村教育委員会教育長
各県立学校長
各教育事務所（支所）長

} 様

埼玉県教育委員会教育長

学校における緊急時の医薬品の挿入及び投与について（通知）

学校において、てんかん発作又は重度の低血糖発作により、生命の危険又は重篤な状態に陥る可能性があるとして主治医が判断し、一定の条件を満たす場合、保護者からの依頼を受け、医師の指示に従って教職員が医薬品を挿入及び投与することについて、医師法違反とならないという解釈が示されています。

県教育委員会では、平成17年7月26日付け医政発第0726005号「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（通知）」を参考に、学校における緊急時の医薬品の挿入及び投与が可能な条件として、「当該医薬品を使用したことがある」ことを提示し、事前に書面で主治医の確認を取るよう示していたところです。

このたび、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課及び一般社団法人埼玉県医師会の助言を踏まえ、学校における緊急時の医薬品の挿入及び投与については、人命を優先した対応が重要であり、発作時に生命の危険又は重篤な状態に陥る児童生徒に対して、早急な対処、特に緊急用の医薬品の挿入及び投与が極めて有効であることから、下記のとおり、変更することとしましたのでお知らせします。

また、学校における緊急時の医薬品の挿入及び投与の際に必要な書面について、一般社団法人埼玉県医師会及び専門医から助言をいただき、書式（例）を作成しましたので、必要に応じて活用ください。

なお、条件の変更にあたっては、下記を参考に、学校の体制を整備したうえで、順次対応いただくようお願いいたします。

記

1 対象となる医薬品

- ・てんかん発作時の坐薬挿入
- ・てんかん発作時の口腔用液（ブコラム®）
- ・重度の低血糖発作時のグルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）

2 変更内容

別添参照

3 変更にあたっての留意点

- ・投与後に予測される副作用及びその対応について、事前に主治医の指導及び助言を踏まえ、保護者との共通理解を図ること。
- ・緊急時の医薬品の挿入及び投与後には、必ず医療機関を受診させることとしているが、必要に応じて救急搬送の要請を行うこと。

4 書式（例）について

- ・学校の実情に応じて、適宜修正し、活用してください。
- ・書式で示している「■」は確認が必須の項目、「□」は任意の項目となります。

5 その他

学校における緊急時の医薬品の挿入及び投与に関する対応にあたっては、校内研修等により、当該児童生徒の実態、緊急時の対応手順や医薬品の取扱い方法等について関係教職員の共通理解を図るなど、校内体制の整備に努めること。

担 当：県立学校部保健体育課
健康教育・学校安全担当 脇田・龍野
電 話：048-830-6963
E-mail：a6960-02@pref.saitama.lg.jp

教保体第1963-1号
平成28年3月 8日
令和6年5月2日改訂

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について

日頃、児童生徒の健康の保持増進に御尽力いただき感謝いたします。

さて、標記の件について、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から別添写しのおとり事務連絡がありました。

この通知は、てんかんの発作時に教職員が坐薬を挿入することについて、一定の条件を満たした場合には医師法違反とならないという解釈について示されたものです。

なお、各学校において一連の行為の実施に当たっては、下記に御留意の上、御対応くださるようお願いいたします。

市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校にもお知らせいただきますようお願いいたします。

記

- 1 今回の措置は、てんかん発作時で生命が危険な状態等である場合に限定されている。どのような状態の場合が該当するのかは、医師が作成した坐薬使用の際の指示事項が記載された書面を確認の上、保護者から説明を受けること。
- 2 やむを得ない場合には当該児童生徒に坐薬を使用することについて、児童生徒及びその保護者が希望し、具体的に学校に依頼していること。
また、坐薬を挿入することに関する情報を教職員で共有することを了解していること。
- 3 今回の通知は、てんかん発作時の坐薬挿入についてであり、他の疾患については、これまでと同様に対応すること。
- 4 てんかんという疾病の特性上、当該児童生徒のプライバシーの保護に十分配慮する等、適切に対応すること。

- 5 対応に当たっては、特定の職員に任せずに組織的に対応するよう、坐薬の挿入方法等について事前に確認するなど、校内体制の整備に万全を期すること。
- 6 坐薬を使用する際には次の点に留意すること。
 - (1) 児童生徒が、やむを得ず坐薬を使用することが認められる児童生徒本人であることを改めて確認すること。
 - (2) 坐薬の挿入の際の留意事項に対する書面の記載事項を遵守すること。
 - (3) 衛生上の観点から、手袋を装着した上で坐薬を挿入すること。
- 7 医薬品を学校で預かる場合には、「学校における薬品管理マニュアル」(http://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_H220030/data/57/src/57.pdf 財団法人日本学校保健会 平成21年7月)を参照すること。

他の児童生徒から預かった医薬品と混同し、誤投薬を起こすことのないように気を付け、使用期限にも注意すること。
- 8 当該児童生徒及びその保護者が、事前に医師から指示を受ける書面には以下の内容が記載されていること。
 - (1) 児童生徒の氏名
 - (2) 医療機関名、主治医名、連絡先
 - (3) 学校においてやむを得ず坐薬を使用する必要性が認められる児童生徒で~~あり~~
~~この坐薬を使用したことがあること~~
 - (4) 坐薬の名称・1回分の量~~及び効能~~
 - (5) 坐薬の使用の際の留意事項
 - ア 坐薬を挿入する必要がある生命が危険な状態等の具体的様子
 - イ 坐薬を挿入する時期
例) けいれん発作が起きて5分以上続いたら挿入する など
 - ウ 坐薬の挿入方法
 - エ 坐薬の挿入により副作用がある場合の処置の方法
 - オ その他注意する点
- 9 当該児童生徒の保護者又は教職員は、坐薬を使用した後、当該児童生徒を必ず医療機関を受診させること。

保健体育課 健康教育担当
脇田・龍野
~~成子 主~~

電話：048-830-6963

FAX：048-830-4971



事務連絡
平成28年2月29日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県私立学校主管課 御中
附属学校を置く各国立大学法人事務局

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について

平素より学校保健の推進にご尽力いただきまして、御礼申し上げます。

てんかんの発作が起きた場合に、生命の危険が生じる可能性もあり、医師法違反とならない範囲を示すことができないかを確認するため、文部科学省から別紙1のとおり疑義照会を行ったところ、厚生労働省から別紙2のとおり回答がありました。

つきましては、都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管課においては所管の私立学校に対して、国立大学法人事務局にあっては管下の学校に対して周知いただき、適切に対応くださいますよう、よろしく願いいたします。

(本件担当)
文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課保健管理係
TEL:03-5253-4111 (内線2976)
FAX:03-6734-3794

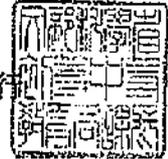
27初健食第29号

平成28年2月1日

厚生労働省医政局医事課長 殿

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長

和田 勝 行



医師法第17条の解釈について（照会）

標記の件について、下記のとおり照会しますので、御回答くださるようお願い申し上げます。

記

学校現場等で児童生徒がてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員が、坐薬を自ら挿入できない本人に代わって挿入する場合は想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の4つの条件を満たす場合には、医師法違反とはならないと解してよろしいか。

- ① 当該児童生徒及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で指示を受けていること。
 - ・ 学校においてやむを得ず坐薬を使用する必要性が認められる児童生徒であること
 - ・ 坐薬の使用の際の留意事項
- ② 当該児童生徒及びその保護者が、学校に対して、やむを得ない場合には当該児童生徒に坐薬を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けた坐薬の挿入の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。
- ③ 当該児童生徒を担当する教職員が、次の点に留意して坐薬を使用すること。
 - ・ 当該児童生徒がやむを得ず坐薬を使用することが認められる児童生徒本人であることを改めて確認すること

- ・ 坐薬の挿入の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
 - ・ 衛生上の観点から、手袋を装着した上で坐薬を挿入すること
- ④ 当該児童生徒の保護者又は教職員は、坐薬を使用した後、当該児童生徒を必ず医療機関での受診をさせること。

(担当)

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課保健管理係

電 話：03-5253-4111（内線：2976）

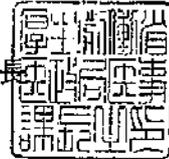


医政医発0224第2号

平成28年2月24日

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長 殿

厚生労働省医政局医事課長



医師法第17条の解釈について（回答）

平成28年2月1日付け27初健食第29号をもって照会のあった件について、下記のとおり回答いたします。

記

貴見のとおり。

なお、一連の行為の実施に当たっては、てんかんという疾病の特性上、学校現場において児童生徒のプライバシーの保護に十分配慮がなされるよう強くお願いする。

教保体第 7 4 3 - 1 号
令和 4 年 7 月 2 8 日
令和 6 年 5 月 2 日改訂

各市町村教育委員会教育長
各県立学校長
各教育事務所（支所）長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム®）の投与について（通知）

令和 4 年 7 月 1 9 日付けで文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から別添写し
のとおり事務連絡がありました。

この通知では、てんかんの発作時に教職員が口腔用液（ブコラム®）を投与すること
について、一定の条件を満たした場合には医師法違反とならないという解釈が示されてい
ます。

なお、一連の行為の実施に当たっては、別紙 1 及び下記に御留意の上、適切な対応を
お願いします。

各市町村教育委員会におかれましては、貴管下の各学校に周知をお願いします。

記

- 1 今回の措置は、てんかん発作時で生命が危険な状態等である場合に限定されること。
- 2 やむを得ない場合には当該児童生徒に口腔用液（ブコラム®）を使用することについて、児童生徒及びその保護者が希望し、具体的に学校に依頼していること。
- 3 使用する場面について、どのような状態が該当するかは、医師が作成した口腔用液（ブコラム®）使用の際の指示事項が記載された書面を確認の上、保護者から説明を受けること。
- 4 当該児童生徒及びその保護者が事前に医師から指示を受ける書面には以下の内容が記載されていること。
 - （1）児童生徒の氏名
 - （2）医療機関名、主治医名、連絡先
 - （3）学校においてやむを得ず口腔用液（ブコラム®）を使用する必要性が認められる児童生徒であり、~~これまでにこの口腔用液を使用したことがあること~~
 - （4）口腔用液（ブコラム®）の名称・1 回分の量及び~~効能~~

(5) 口腔用液（ブコラム®）の使用の際の留意事項

ア 口腔用液（ブコラム®）を投与する必要がある生命が危険な状態等の具体的様子

イ 口腔用液（ブコラム®）を投与する時期

例) けいれん発作が起きて5分以上続いたら投与する など

ウ 口腔用液（ブコラム®）の投与方法

エ 口腔用液（ブコラム®）の投与により副作用がある場合の処置の方法

オ その他注意する点

5 口腔用液（ブコラム®）を使用する際には次の点に留意すること。

(1) 児童生徒が、緊急時にやむを得ず口腔用液（ブコラム®）を使用することが認められる児童生徒本人であることを改めて確認すること。

(2) 口腔用液（ブコラム®）の投与の際の留意事項に対する書面の記載事項を遵守すること。

(3) 衛生上の観点から、手袋を装着した上で口腔用液（ブコラム®）を投与すること。

【参考】ブコラム.jp（武田薬品工業株式会社ホームページ）

[ブコラム.jp](http://buccolam.jp) | [武田薬品工業株式会社 \(buccolam.jp\)](http://buccolam.jp)

6 医薬品を学校で預かる場合には、「学校における薬品管理マニュアル」

[学校における薬品管理マニュアル \(gakkohoken.jp\)](http://gakkohoken.jp)、

財団法人日本学校保健会 平成21年7月）を参照すること。

他の児童生徒から預かった医薬品と混同し、誤投薬を起こすことのないように気を付け、使用期限にも注意すること。

7 当該児童生徒の保護者又は教職員は、口腔用液（ブコラム®）を使用した後、当該児童生徒を必ず医療機関を受診させること。また、てんかん発作を起こした児童生徒等が受診することとなる医療機関の医療従事者が、使用済みの容器をもとにその投与状況を確認するため、当該医療従事者又は救急搬送を行う救急隊に使用済みの容器を受け渡すとともに、実施した内容を伝える等の対応に備えること。

8 対応に当たっては、特定の教職員に任せずに組織的に対応するよう、口腔用液（ブコラム®）の投与方法等について事前に確認するなど、校内体制の整備に万全を期すること。

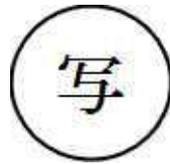
9 てんかんという疾病の特性上、当該児童生徒のプライバシーの保護に十分配慮する等、適切に対応すること。

10 今回の通知は、てんかん発作時の口腔用液（ブコラム®）の投与についてであり、他の疾患については、これまでと同様に対応すること。

担 当：健康教育・学校安全担当 脇田・龍野

電 話：048-830-6963

E-mail：a6960-02@pref.saitama.lg.jp



事務連絡
令和4年7月19日

各都道府県・市区町村保育主管課
各都道府県・市区町村地域子ども・子育て支援事業主管課
各都道府県・市区町村認可外保育施設主管課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園事務担当課
各都道府県私立学校主管部課 御中
各都道府県・指定都市・中核市教育委員会地域学校協働活動担当課
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課
厚生労働省子ども家庭局総務課
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム®）の投与について

平素より学校等の保健の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

さて、学校における児童生徒等のてんかん発作時における教職員等による坐薬挿入については、「学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について」（平成28年2月29日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）、「学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について（依頼）」（平成29年8月22日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）において、お示しをしているところです。

また、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室等におけるてんかん発作時の坐薬挿入についても、「教育・保育施設等におけるてんかん発作時の坐薬挿入に係る医師法第17条の解釈について」（平成

29年8月22日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）、文部科学省生涯学習政策局社会教育課長、厚生労働省医政局医事課長、厚生労働省子ども家庭局保育課長、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長連名通知）においてお示しをしているところです。

今般、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設等において児童生徒等がてんかんの発作を起こした場合に、当該児童生徒等に代わって教職員等が口腔用液（ブコラム®）の投与を行うことについて、文部科学省等から厚生労働省医政局医事課に対して別紙1のとおり照会を行ったところ、別紙2のとおり回答がありましたので、お知らせいたします。

また、ブコラム®を使用した場合には、てんかん発作を起こした児童生徒等が受診することとなる医療機関の医療従事者が、使用済みの容器をもとにその投与状況を確認するため、当該医療従事者又は救急搬送を行う救急隊に使用済みの容器を受け渡すとともに、実施した内容を伝える等の対応が必要となります。

なお、0～6カ月の乳児に対しては、保育所等においてブコラム®を預かり、職員等が投与することは想定されていません。

ブコラム®の使い方等を理解するに当たっては、武田薬品工業株式会社のホームページ（<https://www.buccolam.jp/>）も御参照ください。

また、本事務連絡は消防庁と協議済みであることを申し添えます。

つきましては、都道府県・市町村保育主管課、地域子ども・子育て支援事業主管課及び認可外保育施設主管課におかれては域内の保育所、放課後児童健全育成事業の事業者及び認可外保育施設に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知されるようお願いいたします。

以上

府子本第 766 号
4 初健食第 17 号
子総発 0714 第 1 号
子保発 0714 第 1 号
子子発 0714 第 1 号
令和 4 年 7 月 14 日

厚生労働省医政局医事課長 殿

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定子ども園担当）
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
厚生労働省子ども家庭局総務課長
厚生労働省子ども家庭局保育課長
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長
（ 公 印 省 略 ）

医師法第 17 条の解釈について（照会）

標記の件について、下記のとおり照会しますので、御対応くださるようお願い申し上げます。

記

学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設等（以下「学校等」という。）で在籍する幼児、児童、生徒又は利用する児童（以下「児童等」という。）がてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員を含む職員又はスタッフ（以下「教職員等」という。）が、口腔用液（「ブコラム®」）を自ら投与できない本人に代わって投与する場合が想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の 4 つの条件を満たす場合には、医師法違反とはならないと解してよろしいか。

① 当該児童等及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で

指示を受けていること。

- ・ 学校等においてやむを得ずブコラム®を使用する必要性が認められる児童等であること
 - ・ ブコラム®の使用の際の留意事項
- ② 当該児童等及びその保護者が、学校等に対して、やむを得ない場合には当該児童等にブコラム®を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けたブコラム®の使用の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。
- ③ 当該児童等を担当する教職員等が、次の点に留意してブコラム®を使用すること。
- ・ 当該児童等がやむを得ずブコラム®を使用することが認められる児童等本人であることを改めて確認すること
 - ・ ブコラム®の使用の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
- ④ 当該児童等の保護者又は教職員等は、ブコラム®を使用した後、当該児童等を必ず医療機関で受診させること。

別紙 2

医政医発 0715 第 2 号
令和 4 年 7 月 15 日

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定子ども園担当）
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
厚生労働省子ども家庭局総務課長
厚生労働省子ども家庭局保育課長
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長

殿

厚生労働省医政局医事課長
（ 公 印 省 略 ）

医師法第 17 条の解釈について（回答）

令和 4 年 7 月 14 日付け府子本第 766 号、4 初健食第 17 号、子総発 0714 第 1 号、子保発 0714 第 1 号、子子発 0714 第 1 号をもって照会のあった件について、下記のとおり回答いたします。

記

貴見のとおり。

なお、一連の行為の実施に当たっては、てんかんという疾病の特性上、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設等において在籍する幼児、児童、生徒又は利用する児童のプライバシーの保護に十分配慮がなされるよう強く願います。

教保体第1686-1号
令和6年2月14日
令和6年5月2日改訂

各市町村教育委員会教育長
各県立学校長
各教育事務所（支所）長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

学校等における重症の低血糖発作時のグルカゴン点鼻粉末剤
(バクスミー®) 投与について（通知）

令和6年1月25日付けで文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から別添写し
のとおり事務連絡がありました。

この通知では、児童生徒等が重症の低血糖発作を起こした場合に、当該児童生徒等に
代わって教職員等がグルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）を投与することについて、一
定の条件を満たした場合には医師法違反とならないという解釈が示されています。

なお、一連の行為の実施に当たっては、別紙1及び下記に御留意の上、適切な対応を
お願いします。

各市町村教育委員会におかれましては、貴管下の各学校に周知をお願いします。

記

- 1 今回の措置は、重症の低血糖発作を起こし、生命が危険な状態等である場合に限定
されること。
- 2 やむを得ない場合には当該児童生徒にグルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）を使
用することについて、児童生徒及びその保護者が希望し、具体的に学校に依頼してい
ること。
- 3 使用する場面について、どのような状態が該当するかは、医師が作成したグルカゴ
ン点鼻粉末剤（バクスミー®）使用の際の指示事項が記載された書面を確認の上、保
護者から説明を受けること。
- 4 当該児童生徒及びその保護者が事前に医師から指示を受ける書面には以下の内容が
記載されていること。
 - (1) 児童生徒の氏名
 - (2) 医療機関名、主治医名、連絡先
 - (3) 学校においてやむを得ずグルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）を使用する

必要性が認められる児童生徒であり、~~これまでにこの点鼻粉末剤を使用したこと~~
があること

(4) グルカゴン点鼻粉末剤（バクスマー®）の名称・1回分の量及び効能

(5) グルカゴン点鼻粉末剤（バクスマー®）の使用の際の留意事項

ア グルカゴン点鼻粉末剤（バクスマー®）を投与する必要がある生命が危険な状態等の具体的様子

イ グルカゴン点鼻粉末剤（バクスマー®）を投与する時期

ウ グルカゴン点鼻粉末剤（バクスマー®）の投与方法

エ グルカゴン点鼻粉末剤（バクスマー®）の投与により副作用がある場合の処置の方法

オ その他注意する点

5 グルカゴン点鼻粉末剤（バクスマー®）を使用する際には次の点に留意すること。

(1) 児童生徒が、緊急時にやむを得ずグルカゴン点鼻粉末剤（バクスマー®）を使用することが認められる児童生徒本人であることを改めて確認すること。

(2) グルカゴン点鼻粉末剤（バクスマー®）の投与の際の留意事項に対する書面の記載事項を遵守すること。

(3) 衛生上の観点から、手袋を装着した上でグルカゴン点鼻粉末剤（バクスマー®）を投与すること。

【参考】日本イーライリリー株式会社ホームページ

<https://www.diabetes.co.jp/consumer/usage-baqsimi/teacher>

6 医薬品を学校で預かる場合には、「学校における薬品管理マニュアル」

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/262>、財団法人日本学校保健会（平成21年7月）を参照すること。

他の児童生徒から預かった医薬品と混同し、誤投薬を起こすことのないように気を付け、使用期限にも注意すること。

7 当該児童生徒の保護者又は教職員は、グルカゴン点鼻粉末剤（バクスマー®）を使用した後、当該児童生徒を必ず医療機関を受診させること。また、重症の低血糖発作を起こした児童生徒等が受診することとなる医療機関の医療従事者が、使用済みの容器をもとにその投与状況を確認するため、当該医療従事者又は救急搬送を行う救急隊に使用済みの容器を受け渡すとともに、実施した内容を伝える等の対応に備えること。

8 対応に当たっては、特定の教職員に任せずに組織的に対応するよう、グルカゴン点鼻粉末剤（バクスマー®）の投与方法等について事前に確認するなど、校内体制の整備に万全を期すること。

9 当該児童生徒のプライバシーの保護に十分配慮する等、適切に対応すること。

10 今回の通知は、重症の低血糖発作時のグルカゴン点鼻粉末剤（バクスマー®）の投与についてであり、他の疾患については、これまでと同様に対応すること。

担 当：健康教育・学校安全担当 脇田・龍野

電 話：048-830-6963

E-mail：a6960-02@pref.saitama.lg.jp



事務連絡
令和6年1月25日

各都道府県・指定都市・中核市保育所・認定こども園等主管課
各都道府県・市区町村地域子ども・子育て支援事業主管課
各都道府県・市区町村認可外保育施設主管課
各都道府県・指定都市・中核市障害保健福祉主管課・児童福祉主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園事務担当課
各都道府県私立学校主管部課
各都道府県・指定都市・中核市教育委員会地域学校協働活動担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

こども家庭庁成育局成育基盤企画課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁成育局成育環境課
こども家庭庁支援局障害児支援課
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校等における重症の低血糖発作時のグルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）
投与について

平素より学校等の保健の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

さて、今般、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設、児童発達支援、放課後等デイサービス等において児童生徒等が重症の低血糖発作を起こした場合に、当該児童生徒等に代わって教職員等がグルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）の投与を行うことについて、文部科学省等から厚生労働省医政局医事課に対して別紙1のとおり照会を行ったところ、別紙2のとおり回答がありましたので、お知らせします。

重症の低血糖発作においては、当該児童生徒等が意識を失っている場合も想定されることから、傷病者発生時の対応に準じて、教職員等が連携して、迅速・的確な応急手当（一次救命処置）、緊急連絡・救急要請などを行うことが重要です。その上で、グルカゴン点鼻粉末剤を使用した場合には、低血糖発作を起こした児童生徒等が受診することとなる医療機関の医療従事者が、使用済みの容器をもとにその投与状況を確認するため、当該医療従事者又は救急搬送を行う救急隊に使用済みの容器を受け渡すとともに、実施した内容を伝える等の対応が必要となります。

グルカゴン点鼻粉末剤の使い方等を理解するに当たっては、日本イーライリリー株式会社のホームページ (<https://www.diabetes.co.jp/consumer/usage-bagsimi/teacher>) も御参照ください。

また、本事務連絡は消防庁と協議済みであることを申し添えます。

については、都道府県・指定都市・中核市保育所・認定こども園等主管課におかれては所管の保育所・認定こども園等及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村保育所・認定こども園等主管課に対して、地域子ども・子育て支援事業主管課及び認可外保育施設主管課におかれては域内の放課後児童健全育成事業の事業者及び認可外保育施設に対して、都道府県・指定都市・中核市障害保健福祉主管課・児童福祉主管課におかれては域内の児童発達支援、放課後等デイサービス事業所に対して、都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知されるようお願いいたします。

別紙1

こ成基第1号
こ成環第1号
こ支障第4号
5初健食第14号
令和6年1月22日

厚生労働省医政局医事課長 殿

こども家庭庁成育局成育基盤企画課長
こども家庭庁成育局成育環境課長
こども家庭庁支援局障害児支援課長
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
(公 印 省 略)

医師法第17条の解釈について（照会）

標記の件について、下記のとおり照会しますので、御回答いただくようお願いします。

記

学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設、児童発達支援、放課後等デイサービス等（以下「学校等」という。）に在籍する幼児、児童、生徒、学生又は学校等を利用する児童（以下「児童等」という。）が重症の低血糖発作を起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員を含む職員又はスタッフ（以下「教職員等」という。）が、グルカゴン点鼻粉末剤（「バクスマー®」）を自ら投与できない本人に代わって投与する場合が想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の4つの条件を満たす場合には、医師法（昭和23年法律第201号）違反とはならないと解してよいか。

- ① 当該児童等及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で指示を受けていること。
 - ・ 学校等においてやむを得ずグルカゴン点鼻粉末剤を使用する必要性が認められる児童等であること
 - ・ グルカゴン点鼻粉末剤の使用の際の留意事項

- ② 当該児童等及びその保護者が、学校等に対して、やむを得ない場合には当該児童等にグルカゴン点鼻粉末剤を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けたグルカゴン点鼻粉末剤の使用の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。
- ③ 当該児童等を担当する教職員等が、次の点に留意してグルカゴン点鼻粉末剤を使用すること。
- ・ 当該児童等がやむを得ずグルカゴン点鼻粉末剤を使用することが認められる児童等本人であることを改めて確認すること
 - ・ グルカゴン点鼻粉末剤の使用の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
- ④ 当該児童等の保護者又は教職員等は、グルカゴン点鼻粉末剤を使用した後、当該児童等を必ず医療機関で受診させること。

以上

別紙2

医政医発 0122 第 3 号
令和 6 年 1 月 22 日

こども家庭庁成育局成育基盤企画課長
こども家庭庁成育局成育環境課長
こども家庭庁支援局障害児支援課長
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長

殿

厚生労働省医政局医事課長
(公 印 省 略)

医師法第 17 条の解釈について (回答)

令和 6 年 1 月 22 日付けこ成基第 1 号、こ成環第 1 号、こ支障第 4 号及び 5 初健食第 14 号
をもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

貴見のとおり。

なお、一連の行為の実施に当たっては、児童等のプライバシーの保護に十分配慮がなされるよう強くお願いする。

(例) 学校の実情に応じて適宜修正してご利用ください。

令和 年 月 日

保護者 様

〇〇〇〇〇学校長

学校における緊急時の医薬品の挿入及び投与について (お願い)

本校では、てんかん発作や重度の低血糖発作により、生命の危険又は重篤な状態に陥る可能性がある」と主治医が判断しており、保護者から学校への依頼があった場合は、医師の指示に基づき医薬品の挿入及び投与が可能です。

保護者が学校に緊急時の医薬品の挿入及び投与の依頼を希望する場合は、学校で対応可能な範囲等を事前に御確認いただいたうえで、主治医に御相談ください。

その結果、主治医が、てんかん発作あるいは重度の低血糖発作により、生命の危険又は重篤な状態に陥る可能性があり、学校で緊急時の医薬品の挿入及び投与が必要と判断した場合は、必要書類の提出等をもって対応が可能となります。

緊急時の医薬品の挿入及び投与を依頼する場合は、主治医が記入した別紙1「主治医の指示書」と、保護者が記入した別紙2「与薬依頼書」を御提出ください。

なお、主治医の依頼書については文書料が発生することがありますので、あらかじめ御承知おきください。

記

1 本校における緊急時の医薬品の挿入及び投与について

(1) 預かり及び投与が可能な医薬品

- ・ てんかん発作時の坐剤 (ダイアップ®) 及び口腔用液 (ブコラム®)
- ・ 重度の低血糖発作時のグルカゴン点鼻粉末剤 (バクスミー®)

2 医薬品の預かり及び投与に際し必要な提出書類

- ・ 学校における緊急時の医薬品の挿入及び投与に関する主治医の指示書 (別紙1: 主治医記入)
- ・ 学校における緊急時の医薬品の挿入及び投与のお願い (別紙2: 保護者記入)

3 その他

- ・ 医薬品の挿入及び投与後は医療機関へ速やかに受診することを原則とします。
- ・ 医薬品の挿入及び投与が困難な場合は、救急車による医療機関への搬送を行います。
- ・ 主治医が複数の場合は、緊急時の対応が一番必要と思われる疾患を診療している主治医の方へ記入を依頼してください。

担当 〇〇・〇〇
TEL 048-830-0000

(あて先) ○○○○学校

学校における緊急時の医薬品「坐剤(ダイアップ®)」挿入に関する主治医の指示書

令和 年 月 日

医療機関名

連絡先

医師名

下記児童生徒は、下記4の状態になった場合、生命の危険または重篤な状態に陥る可能性があるため、以下の医薬品を投与し、下記のとおり対応してください。

| | |
|---------------------------------|---|
| 1. 児童生徒の氏名・(性別) | しめい 氏名 (男・女) |
| 2. 生年月日 | 平成・令和 西暦 年 月 日 |
| 3. 医薬品の名称 及び1回分の量 | 医薬品名称：坐剤(ダイアップ®) 1回分の量： |
| 4. 医薬品を投与する必要がある生命が危険な状態等の具体的様子 | |
| 5. 医薬品を投与する時期 | <input type="checkbox"/> けいれん発作が起きて__分以上続いた場合 |
| 6. 投与の方法 | |
| 7. 投与後等の対応 | ■保護者緊急連絡先への連絡 ■救急車による医療機関への搬送 ■医薬品の投与が困難な場合は、救急車による医療機関への搬送を行う。 |
| 8. 医薬品の投与により副作用がある場合の処置の方法 | 予測される副作用： 眠気、注意力・集中力・反射運動能力の低下、() 処置の方法： |
| 9. その他留意事項 | |

(あて先) ○○○○学校

学校における緊急時の医薬品「口腔用液(ブコラム®)」投与に関する主治医の指示書

令和 年 月 日

医療機関名
連絡先
医師名

下記児童生徒は、下記4の状態になった場合、生命の危険または重篤な状態に陥る可能性があるため、以下の医薬品を投与し、下記のとおり対応してください。

| | |
|---------------------------------|--|
| 1. 児童生徒の氏名・(性別) | しめい 氏名 (男・女) |
| 2. 生年月日 | 平成・令和 西暦 年 月 日 |
| 3. 医薬品の名称、 及び1回分の量 | 医薬品名称：口腔用液(ブコラム®) 1回分の量： |
| 4. 医薬品を投与する必要がある生命が危険な状態等の具体的様子 | ■てんかん重積発作 () の状態 |
| 5. 医薬品を投与する時期 | □けいれん発作が起きて__分以上続いた場合 |
| 6. 投与の方法 | ■嘔吐やよだれがある場合はふき取る。 ■シリンジを取り出し、キャップを外す(内側の白色キャップが外れていることを確認する)。 ■頬をつまみ広げ、シリンジ先端を下の歯ぐきと頬の間に入れる。 ■ゆっくりと、片方の頬粘膜に全量を/両方の頬に半量ずつ注入する(内筒が押しづらい場合は、内筒を少し引いてから再び押し注入するとよい)。 |
| 7. 投与後等の対応 | ■保護者緊急連絡先への連絡 ■救急車による医療機関への搬送手配 |
| 8. 医薬品の投与により副作用がある場合の処置の方法 | 呼吸抑制、徐脈以外の予測される副作用： 処置の方法： □パルスオキシメーターや血圧計による経過観察 |

(例) 学校の実情に応じて適宜修正して活用してください。

| | |
|------------|---|
| 9. その他留意事項 | <p>■使用後のブコラム®は受診される医療機関の医療従事者または救急搬送を行う救急隊に渡すこと。</p> <p>■発作が再発した場合でも、追加投与は行わないこと。</p> <p>■該当医薬品の添付文書に記載されている「8 重要な基本的注意」について事前に確認すること。</p> <p>□使用方法の詳細は、下記 URL の PDF 資料や動画を確認してください。</p> <p>(参考)</p> <p>武田薬品工業株式会社「ブコラム.jp」 https://www.buccolam.jp/patients/how_to/movie.html</p>  |
|------------|---|

(例) 学校の実情に応じて適宜修正して活用してください。

別紙 1

(あて先) ○○○○学校

学校における緊急時の医薬品「グルカゴン点鼻粉末剤(バクスミー®)」投与に
関する主治医の指示書

令和 年 月 日

医療機関名
連絡先
医師名

下記児童生徒は、下記4の状態になった場合、生命の危険または重篤な状態に陥る可能性があるため、医薬品を投与するとともに、速やかに医療機関へ搬送、受診させてください。

| | |
|---------------------------------|---|
| 1. 児童生徒の氏名・(性別) | しめい 氏名 (男・女) |
| 2. 生年月日 | 平成・令和 西暦 年 月 日 |
| 3. 医薬品の名称、 1回分の量及び効能 | 医薬品名称：グルカゴン点鼻粉末剤(バクスミー®) 1回分の量： 効 能： |
| 4. 医薬品を投与する必要がある生命が危険な状態等の具体的様子 | ■低血糖症状(動悸、震え、冷汗、眠気など)があり、意識障害等によりブドウ糖を経口摂取できない状態 |
| 5. 医薬品を投与する時期 | ■上記4の症状が見られた場合できるだけ速やかに |
| 6. 投与の方法 | ■容器から点鼻容器を取り出し、親指と人差し指、中指で持つ。 ■人差し指又は中指が鼻に当たるまで、点鼻容器の先端を片方の鼻の穴にゆっくり差し込む。 ■注入ボタンを最後まで押し切る(緑色の線が見えなくなるまで) ※緑色の線が見えている場合にはやり直しする。 |
| 7. 投与後の対応 | ■保護者緊急連絡先への連絡 ■救急車による医療機関への搬送 ■救急搬送を待っている間、意識が戻らない場合は、児童生徒の体と顔を横に向けた状態で観察する。意識が戻った場合は、上半身を起こして糖分をとらせる。ただし、無理にとらせない。 |
| 8. 医薬品の投与により副作用がある場合の処置の方法 | 頭痛、嘔気、嘔吐、鼻の痛み以外の予測される副作用： 処置の方法： |

(例) 学校の実情に応じて適宜修正して活用してください。

| | |
|------------|--|
| 9. その他留意事項 | <p>■医薬品の投与が困難な場合は、救急車による医療機関への搬送を行ってください。</p> <p>■使用後のバクスミー®は受診される医療機関の医療従事者または救急搬送を行う救急隊に渡してください。</p> <p>□使用方法の詳細は、下記 URL の PDF 資料や動画を確認してください。</p>  <p>(参考) 日本イーライリリー株式会社ホームページ https://www.diabetes.co.jp/consumer/usage-baqsimi/teacher</p> |
|------------|--|

(例) 学校の実情に応じて適宜修正して活用してください。

別紙2

令和 年 月 日

〇〇立〇〇〇学校長 様

(保護者名)

(住 所)

(電話番号)

学校における緊急時の医薬品の挿入及び投与のお願い

学校における緊急時の医薬品投与について、別紙1「主治医の指示書」及び以下のとおり対応を依頼します。

| | |
|-------------------------|---|
| 1. 児童生徒の氏名・(性別) | 年 組 しめい 氏名 (男・女) |
| 2. 生年月日 | 平成・令和 年 月 日 |
| 3. 医薬品の名称、 1回分の量及び効能 | 医薬品名称： 1回分の量： 効 能： |
| 4. 投与後の対応 | ・医薬品の挿入及び投与後は下記5に連絡し、救急車による医療機関への搬送を手配してください。 ・医薬品の投与が困難な場合は、救急車による医療機関への搬送を行ってください。 ・その他 () |
| 5. 緊急連絡先 | 氏名： (続柄：) 電話番号： (自宅・携帯・職場・その他) |
| | 氏名： (続柄：) 電話番号： (自宅・携帯・職場・その他) |

※保護者に連絡がつかなかった場合の対応

学校に一任： はい ・ いいえ ()

(注意)

- ①事故防止のため、医薬品は、1回分を個別の袋に入れて御提出ください。
- ②「主治医の指示書」に記載されていない内容は、学校では対応できませんので記入の際はご注意ください。
- ③医薬品を使用した場合、実施した内容等を伝えるため、使用済みの容器は、当該医療従事者又は救急搬送を行う救急隊に受け渡します。